

平成28年度

監査結果報告書

財政援助団体監査

(OITAサイクルフェス実行委員会)

指定管理者監査

(平和市民公園能楽堂共同事業体)

(ホルトホール大分みらい共同事業体)

大分市監査委員



監 査 第 5 8 8 号
平 成 2 8 年 9 月 7 日

大 分 市 長 佐 藤 樹一郎 殿
大分市議会議長 永 松 弘 基 殿

大分市監査委員 佐 藤 日出美

大分市監査委員 古 庄 研 二

大分市監査委員 安 東 房 吉

大分市監査委員 仲 家 孝 治

監査の結果について（報告）

財政援助団体及び指定管理者の監査を実施したので、地方自治法第199条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり提出します。

財政援助団体監査結果報告

I 監査の対象及び監査の期間

監査の対象		監査の期間
OITA サイクルフェス実行委員会	左記の財政援助団体が平成27年度（平成27年4月1日～平成28年3月31日）に本市から交付を受けた補助金に係る出納その他の事務	平成28年5月24日～平成28年8月10日

II 監査の方法

財政援助の目的に沿って事業は適切に行われているか、補助金等の決定は適正に行われているか、また、その経理は適正に行われているか等に着眼して監査を実施した。

Ⅲ 団体の概要及び監査の結果等

OITA サイクルフェス実行委員会

1 補助金等名 OITA サイクルフェス実行委員会補助金

2 所管部局・課 都市計画部 都市交通対策課

3 財政援助の目的

当事業は、大分いこいの道や大銀ドーム周辺道路を活用し、関係機関と連携しながら、国内最高峰の自転車ロードレース「J プロツアー」を実施することで、中心市街地の活性化や観光振興を図り、大分市の魅力を全国に向けて情報発信することを目的としている。また、イベントを通じて自転車の安全な利用を促進する。

4 事業の概要

(1) 事業費 26,759,414 円

(2) 事業内容

平成 27 年度 OITA サイクルフェス

- ・日 時 平成 27 年 10 月 30 日（金）～11 月 1 日（日）
- ・場 所 ガレリア竹町ドーム広場、大銀ドーム周辺、大分いこいの道周辺
- ・参加者数 出場者数 446 人
市民イベント参加者 237 人
観客数 約 20,800 人
- ・内 容 前夜祭・チームプレゼンテーション（ガレリア竹町ドーム広場）
第 2 回 JBCF おおいたサイクルロードレース（大銀ドーム周辺特設コース）
第 2 回 JBCF おおいたいこいの道クリテリウム（大分いこいの道周辺特設コース）

(3) 財政援助額 20,000,000 円

5 監査の結果

(1) 団体に対する事項

ア 支出事務が適正に行われていないもの

① 補助金の精算及び実績報告を平成 28 年 3 月 31 日に行い、交付確定がされていたにもかかわらず、平成 28 年 4 月 4 日に支出が行われていた。

今後は、実績報告書を提出する前に事業を完了させるよう適正な年度管理をされたい。

(2) 所管課に対する事項

ア 支出事務の確認が適正に行われていないもの

- ① 補助金の額の確定は、実績報告書に添付された収支決算書等を適確に審査したうえで行われなければならない。

しかしながら、補助金の額の確定に際し、収支決算書の計数の確認に必要な書類の提出を求めていなかった。

今後は、収支決算書が適正に作成されているか確認するため、支払証拠書類に基づき適確な審査に努められたい。

指定管理者監査結果報告

I 監査の対象及び監査の期間

監査の対象		監査の期間
平和市民公園能楽堂共同事業体	左記の指定管理者が行った公の施設の管理に係る平成27年度（平成27年4月1日～平成28年3月31日）の出納その他の事務	平成28年5月24日～平成28年8月10日
ホルトホール大分みらい共同事業体		

II 監査の方法

施設の管理は関係法令、協定書等の定めるところにより適正に行われているか、また、その会計経理事務は適正に行われているか等に着眼して監査を実施した。

Ⅲ 団体の概要及び監査の結果等

平和市民公園能楽堂共同事業体

1 施設名 平和市民公園能楽堂

2 所管部局・課 企画部 文化国際課

3 指定管理の概要

(1) 指定期間 平成 25 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで

(2) 指定管理業務の内容

- ① 平和市民公園能楽堂の使用許可に関する業務
- ② 平和市民公園能楽堂の使用に係る利用料金の徴収に関する業務
- ③ 平和市民公園能楽堂の施設及び設備の維持管理に関する業務
- ④ 前 3 号に掲げるもののほか、大分市又は指定管理者が必要と認める業務

(3) 指定管理料 42,171,000 円 (平成 27 年度)

4 監査の結果

(1) 指定管理者に対する事項

ア 条例等に従った適正な事務処理が行われていないもの

- ① 平和市民公園能楽堂条例の規定では、利用料金は、別表に定める額の範囲内で、市長の承認を得て、指定管理者が定める額とされている。
しかしながら、市長の承認を得る手続を行わないまま、別表同額の利用料金にて収受していた。
- ② 平和市民公園能楽堂条例の規定では、使用時間を延長して使用する場合は、1 時間につき、直近利用料金の 100 分の 30 に相当する額（その額に 10 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を加算するとされている。
しかしながら、使用許可時間を延長して使用する場合に生じる利用料金に係る 10 円未満の端数が切り捨てられていないため、過大に利用料金を収受しているものが見受けられた。
- ③ 指定管理者は、市長の承認を得て定める基準により、利用料金を減免することができるかとされている。
しかしながら、市長の承認を得る手続を行わないまま、利用料金の一部を減免していた。

今後は、条例等に従い適正な事務処理をされたい。

イ 基本協定書に従った適正な事務処理が行われていないもの

- ① 基本協定書の規定では、市があらかじめ書面により承認した場合は、本業務等の一部を第三者に委託することができるかとされている。

しかしながら、書面による事前承認を得ず、第三者に委託しているものがあつた。

今後は、基本協定書に従い適正な事務処理をされたい。

(2) 所管課に対する事項

ア 条例に従った適正な事務処理が行われていないもの

- ① 平和市民公園能楽堂条例の規定では、利用料金は、別表に定める額の範囲内で、市長の承認を得て、指定管理者が定める額とされている。

しかしながら、市長の承認を得る手続を行わないまま、別表同額の利用料金を収受しているにもかかわらず、市長の承認を得る手続を行うよう指導していなかった。

今後は、条例に従い適正な事務処理をされたい。

イ 基本協定書に従った適正な事務処理が行われていないもの

- ① 基本協定書の規定では、市があらかじめ書面により承認した場合は、本業務等の一部を第三者に委託することができることとされている。

しかしながら、第三者への委託について、指定管理者から書面の提出を求めているものが見受けられた。

今後は、基本協定書に従い適正な事務処理をされたい。

(要望事項)

業務実施状況の確認・指導を適確に行い、施設の管理運営について適切な指導・助言等を行うよう要望する。

ホルトホール大分みらい共同事業体

1 施設名 ホルトホール大分

2 所管部局・課 企画部 文化国際課

3 指定管理の概要

(1) 指定期間 平成25年7月20日から平成28年3月31日まで

(2) 指定管理業務の内容

- ① 運営管理施設の使用許可に関する業務
- ② 運営管理施設の使用に係る利用料金の徴収に関する業務
- ③ 運営管理物件における自主事業の実施に関する業務
- ④ 前3号に掲げるもののほか、大分市又は指定管理者が必要と認める業務

(3) 指定管理料 160,699,850円（平成27年度）

4 監査の結果

(1) 指定管理者に対する事項

ア 基本協定書に従った適正な事務処理が行われていないもの

- ① 基本協定書の規定では、使用許可に係る審査基準、利用料金等の設定については、あらかじめ書面による市の承認を得なければならないとされている。
しかしながら、審査基準等の設定について、書面による事前承認を得ていなかった。
- ② 基本協定書の規定では、備品の取扱いについては、備品台帳を作成し適切に管理しなければならないとされている。
しかしながら、備品台帳が基本協定書の規定に従って作成されておらず、備品が適切に管理されていなかった。

今後は、基本協定書に従い適正な事務処理をされたい。

(要望事項)

平成28年4月に市民ホール友の会会員あてに、他の会員のメールアドレスと氏名を含むメールが送信される事案が発生した。

今後は、個人情報の保護の重要性を再認識し、指定管理業務の実施に当たっては、個人情報の取扱いを適正に行うよう要望する。

(2) 所管課に対する事項

ア 基本協定書に従った適正な事務処理が行われていないもの

- ① 基本協定書の規定では、使用許可に係る審査基準、利用料金等の設定については、あらかじめ書面による市の承認を得なければならないとされている。
しかしながら、設定された基準等について提出は受けていたものの、書面による事前承認をしていなかった。

② 基本協定書の規定では、備品の取扱いについては、備品台帳を作成し適切に管理しなければならないとされている。

しかしながら、備品台帳が基本協定書の規定に従って作成されていないにもかかわらず、適切な指導をしていなかった。

今後は、基本協定書に従い適正な事務処理をされたい。

(要望事項)

指定管理業務に係る収支を明確にするため、会計帳簿類等の整備について指導するよう要望する。